

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答										
No.	タイトル	頁	第	当該箇所				項目名	質問	回答
				●	(○)	○	カナ			
1	本書の位置付け	1	第I					本書の位置付け	「要求水準書(案)に関する質問回答(1回目)」と「要求水準書(案)に関する質問回答(2回目)」においても「実施方針に関する質問回答」同様に有効と考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書(案)及びその質問回答は、その後公表した要求水準書及びその質問回答を正とし、本事業で有効とは扱いません。
2	本書の位置付け	1	第I					本書の位置付け	「実施方針」「実施方針に関する質問回答」「要求水準書(案)に関する質問回答(1回目・2回目)」「本入札公告にかんする質問回答」の優先順位をご教示頂けますでしょうか。直近の質問回答が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	本入札公告に関する質問回答、実施方針に関する質問回答の順に優先します。要求水準書(案)に関する質問回答については、質問No.1の回答を参照ください。
3	入札説明書	2	第II	1	(4)			事業目的	実施方針(案)の質疑回答において、「他民間業者が排出する産業廃棄物の受け入れは、今回事業の制度上、不可とします。」とありましたが、汚泥や廃油等のみではなくバイオガスや木質チップ等の資源類についても同様に受入不可との認識でよろしいでしょうか。	資源類であっても産業廃棄物の受け入れは、不可とします。
4	BTO方式	2	第II	1	(6)			事業方式	「市が調達する資金で汚泥処理施設の改築を行った後、当該施設の所有権を市へ移転した上で、事業期間にわたり維持管理・運営を実施するBTO事業とする」との記載がございますが、民間資金調達ではなく、貴市が資金調達を行うにも関わらず、DBO方式(Design-Build-Operate)ではなくBTO方式とすることで、期待されている効果についてご教示ください。	PFI法に則り、設計建設と維持管理・運営を一括して契約することで、本事業の責任の所在が明確になるものと考えております。
5	交付金	2	第II	1	(9)			事業者の収入	「国の交付金」を活用されるとのことですが、どのような交付金制度を活用されるご予定かご教示ください。本事業の入札参加あたり、事業者側でも相当な準備とそれに伴う費用負担を伴いますので、交付金活用用途につきご教示いただきたくお願いします。	社会資本総合交付金を考えております。
6	事業範囲	3	第II	1	(7)	ク		本市が行う事業の受託者及び事業者等への協力	当該業務は、実施方針に関する質問回答No.2でご回答いただいたとおり、要求水準書4-3-(3)に記載の「市及び包括業務委託受注者と連携を図る」という業務であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	3	第II	1	(7)	ク		事業範囲	「市が行う事業の受託者及び事業者等への協力」とは具体的にどのような協力がご教示ください。	要求水準書4-3-(3)市及び包括業務委託受注者との連携(P68)を参照ください。
8	入札説明書	3	第II	1	(7)	ク		事業範囲	「市が行う事業の受託者及び事業者等への協力」とありますが、協力内容は、事業者が協力できる合理的な範囲であるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
9	事業期間	4	第II	1	(8)	ア	(ア)	建設期間	既設施設の停止の予定時期が記載されています。本事業では事業者による自由度を持った提案を求めている主旨を踏まえ、当該停止予定時期はあくまでも予定であり、事業者の提案により、これより後に停止することも可能という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載の時期より後に停止することはありません。
10	入札説明書	4	第II	1	(8)	ア	ア	建設期間	令和8年度末に舞洲スラッジセンターの既設汚泥溶融施設2炉の稼働を停止させるとのことですが、令和8年度末時点において事業者によって既に撤去されている既設汚泥溶融施設も含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
11	事業者の収入	4	第II	1	(9)			支払限度額及び出来高予定額	事業契約に記載する支払限度額及び出来高予定額については、予算の都合や提案書に記載した内容をふまえ、協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。民間事業者からの自由度を持った提案を市が認める場合は、出来高予定額の割合(%)の変更も認めていただきたくお願いします。	競争性・公平性を確保するため、入札価格は、入札価格算出の様式にしますとおりで算出願います。出来高予定額の割合(%)については、事業者の出来高に応じてお支払いします。
12	交付金受領に必要な資料	4	第II	1	(9)			事業者の収入	「事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。」の、必要な資料の具体的な内容をご教示下さい。	今回の事業計画書提出のために必要な資料は、事業の位置図、事業の内容、年度計画、補助金の算定根拠や温室効果ガスの排出量などとなります。
13	事業者の収入	4	第II	1	(9)	ア	(ウ)	施設所有権の移転	貴市へ施設所有権の移転を行う時期は、最後に完成した施設を引き渡す時期という理解でよろしいでしょうか。	設計建設業務の期間中において施設を供用開始する場合は、施設の所有権を市へ移転することとします。
14	入札説明書	5	第II	1	(9)			事業者の収入	p.3(8)事業期間(ア)建設期間において令和10年9月末が改築期間の最終期限とありますが、(9)事業者の収入(オ)において、令和11年度以降にもサービス対価Aが発生しております。こちらについては既存施設の撤去分との理解ですが、その他に貴市がお考えの項目がございましたらご教示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	5	第II	1	(9)	ア		(オ)出来高予定額	令和10年9月末が改築期間の最終期限である施設建設業務に対して、令和11年～13年に各々0.4%の出来高予定額をご設定ですが、どのような業務に対する出来高予定額をご予定でしょうか。	既設設備の撤去に要する費用となります。
16	事業者の収入	5	第II	1	(9)	ア	(オ)	出来高予定額	各年度の出来高予定額が示されています。これは事業者の提案に合わせて契約時に変更するものと理解してよろしいでしょうか。本事業の実施にあたっては事業者による自由度を持った提案を求め、創意工夫や経験、ノウハウを活用することで、より効率的・経済的で有効性のある事業とすることを期待されていると思料しますが、この出来高予定額が決定事項だとすると事業者の提案(工程計画等)の自由度が相応に限定され、本来の事業の目的を達成できなくなる懸念が大きいと考え質問させていただきました。	ご理解のとおりです。
17	事業者の収入	5	第II	1	(9)	ア	(オ)	出来高予定額	サービス対価Aの令和11～13年度については、既存施設の撤去を示しているという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業者の収入	5	第II	1	(9)	ア	(オ)	出来高予定額	「出来高予定額は、予算の都合により変更することがある。」とあります。これは落札者の提案にあわせて変更するという理解でよろしいでしょうか。後述のサービス対価Bとサービス対価Cにも同様の記述があるため、それらもあわせの質問になります。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答										
No.	タイトル	頁	第	当該箇所				項目名	質問	回答
				●	(○)	○	カナ			
19	建設期間中維持管理・運営管理に係る対価(サービス対価B)	5	第Ⅱ	1	(9)	イ	(イ)	出来高予定額	令和5年から8年までのサービス対価Bの出来高は0となっています。平野処理場の既設脱水分離液処理施設の運営管理は、改築後の新脱水施設の稼働に合わせて開始するという理解でよろしいでしょうか。	平野処理場の既設脱水分離液処理施設の運営管理は、改築後の新脱水施設の稼働に合わせて必要はありません。
20	建設期間中維持管理・運営管理に係る対価(サービス対価B)	5	第Ⅱ	1	(9)	イ	(イ)	出来高予定額	舞洲スラッジセンターにおいて、脱水施設を段階的に改築し、既設施設と併用となる場合、分離液は既設或いは新設のどちらかで一括処理することになります。この期間の費用負担或いはサービス対価の考え方についてご教示をお願いいたします。	事業者が脱水施設を段階的改築し、脱水分離液を既設脱水分離液処理施設で処理する場合は、事業契約書(案)に定めるとおり、「脱水施設・脱水分離液処理施設」に対してお支払いするサービス対価(B-2-2)から未処理脱水分離液処理量のサービス対価(B-2-3)を減額した額をお支払いします。
21	事業者の収入	5	第Ⅱ	1	(9)	イ	(イ)	出来高予定額	サービス対価Bは出来高に応じて支払われる性質のものではないと理解しています。ここでの出来高予定額とは何を意味するのでしょうか。	設計建設業務中に、事業者が実施する維持管理・運営業務に対するサービス対価の支払予定額となります。
22	事業者の収入	5	第Ⅱ	1	(9)	イ	(イ)	事業者の収入 (建設期間中維持管理・運営業務に係る対価(サービス対価B))	建設期間中維持管理・運営業務に係る対価として、令和9年度、令和10年度に出来高予定額が提示されています。これは事業者の提案によって、当該年度に施設の引渡しを実施し、維持管理・運営業務を始めた場合に、適用されると考えます。例えば、令和9年度に事業者の提案によって、施設の引渡しをせずに、出来高を見込まなかった場合、他全体の出来高比率が変更されることとなります。その場合、その分の出来高予定額(令和9年度:2%、令和10年度1%)を事業者の提案によって、その他の年度に割り振ることが可能と考えてよろしいでしょうか。	競争性・公平性を確保するため、入札価格は、入札価格算出の様式に示すとおり汚泥量(汚泥量の変更は不可)で算出願います。事業開始後は、処理した汚泥量に対してサービス対価をお支払いします。
23	入札説明書	5	第Ⅱ	1	(9)	イ	イ	建設期間中維持管理・運営業務に係る対価(サービス対価B)	各会計年度における支払限度額及び出来高予定金額として、令和9年度に2%、令和10年度に1%が設定されておりますが、汚泥資源化施設の運用状況によっては、設定比率以上の費用が掛かることも想定されたため、その場合は割合を変更できるとの理解でよろしいでしょうか。また、建設期間中維持管理・運営業務の運用計画・状況により、令和9年度及び令和10年度に設定されている合計割合(3%)を、維持管理・運営業務に係る対価(サービス対価C)に割り振ってよいとの理解でよろしいでしょうか。	競争性・公平性を確保するため、入札価格は、入札価格算出の様式に示すとおり汚泥量(汚泥量の変更は不可)で算出願います。事業開始後は、処理した汚泥量に対してサービス対価をお支払いします。
24	事業者の収入	6	第Ⅱ	1	(9)	ウ	(イ)	出来高予定額	サービス対価Cは出来高に応じて支払われる性質のものではないと理解しています。ここでの出来高予定額とは何を意味するのでしょうか。	維持管理・運営期間中に、事業者が実施する維持管理・運営業務に対するサービス対価の支払予定額となります。
25	入札説明書等に関する質問の受付、回答公表	8	第Ⅲ	3	(2)	キ		回答公表	不開示については市が判断との記載があります。応募者による不開示の希望は反映していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	応募者による不開示の希望は反映できません。
26	入札説明書	10	第Ⅲ	3	(5)		エ	配付資料の廃棄方法	「配付資料の利用期間は、提案書受付期限の日とし…」とありますが、p.7 第Ⅲ章2募集および選定スケジュールより、11月1日と理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書	10	第Ⅲ	3	(6)			下水汚泥等の譲与	再生水、二次処理水、三次処理水、工水および既存施設で使用されているポリマーについても分析をさせていただいてもよろしいでしょうか。	参加表明書に記載した事業者を対象に譲与します。別紙「再生水等の譲与申込書」を提出してください。
28	入札説明書	10	第Ⅲ	3	(6)			下水汚泥等の譲与	再生水、二次処理水、三次処理水、工水および既存施設で使用されているポリマーについても分析をさせていただいてもよろしいでしょうか。	質問27の回答を参照ください。
29	入札説明書	10	第Ⅲ	3	(6)			その他	下水汚泥等の譲与について汚泥以外にも高分子凝集剤や再生水、処理水、工水等の許可をお願い致します。	質問27の回答を参照ください。
30	資料配付	11	第Ⅲ	3	(5)		エ	配布資料の廃棄方法	「配付資料の利用期間は、提案書受付期限の日とし、…事業者の責任において廃棄処分とし」とあり、一方で様式7の関心表明書兼資料配付申込書には「参加表明受付期限の日までに配付資料を破棄し、…」とあります。当該配布資料の破棄は落札者決定のタイミングでよろしいでしょうか。また、落札者に選定された場合は破棄は不要という理解でよろしいでしょうか。	配付資料した事業者の利用期間は、提案書受付期限の日とします。なお、落札者に選定された事業者には、落札者決定後に改めて配付します。
31	下水汚泥等の譲与	11	第Ⅲ	3	(6)	キ		遵守事項	「下水汚泥等の分析結果等は関心表明書兼下水汚泥等の譲与申込書に記載した「下水汚泥等の成分分析結果を共有する企業」以外に共有してはならない。」とあります。将来的にコンソーシアムを組成する企業間においては技術検討のために分析結果を共有することが必要となるため、将来的に分析結果を共有する企業が現れた場合は、本譲与申込書に追記し貴市に提出することで分析結果を共有することをお認めいただけたという理解でよろしいでしょうか。実施方針に関する質問回答No.22にも記載がありますが、改めて確認の意味合いで質問させていただいております。	ご理解のとおりです。
32	現地見学会の開催	12	第Ⅲ	3	(8)			現地見学会	協力企業の現地見学会の参加は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	現地見学会の開催	12	第Ⅲ	3	(8)			現地見学会	より良い提案を行うため、構成員の責任にて応募者以外の企業についても同日に参加することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	13	第Ⅲ	3	(9)			袋とじ製本の割印	割印は代表企業の実印を押印することとの記載がありますが、市への入札参加申請にて使用印鑑を届けている場合は、その契約印でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	開札の日時及び場所	14	第Ⅲ	3	(11)	ア		入札価格の確認	開札には入札参加者も立会できるという理解でよろしいでしょうか。	開札に入札参加者の立会はありません。
36	開札の日時及び場所	14	第Ⅲ	3	(11)	ア		入札価格の確認	予定価格には、「施設建設費」、「建設期間維持管理運営費」、「維持管理運営費」がありますが、それぞれに上限金額はありますか。	予定価格に上限はありますが、「施設建設費」、「建設期間維持管理運営費」、「維持管理運営費」の内訳に上限はありません。
37	開札の日時及び場所	14	第Ⅲ	3	(11)	ア		入札価格の確認	予定価格に、「施設建設費」、「建設期間維持管理運営費」、「維持管理運営費」にそれぞれ上限金額がある場合、個々の上限金額を超過しても、応札額(総計)が予定価格以内であれば失格にならないという理解でよろしいでしょうか。	予定価格に上限はありますが、「施設建設費」、「建設期間維持管理運営費」、「維持管理運営費」の内訳に上限はありません。応札額の総計が予定価格以内であれば失格になりません。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答											
No.	タイトル	頁	第	当該箇所					項目名	質問	回答
				●	(○)	○	カナ	英			
38	開札の日時及び場所	14	第Ⅲ	3	(11)	ア			予定価格の確認	「入札価格が予定価格を超える場合は失格とする」とあります。予定価格の公表は、いつ実施される予定かご提示願います。 入札説明書内のスケジュールにも公表時期の記載がありません。 再度入札を行う場合においても、予定価格が公表されないと想定されます。例えば1者応札で予定価格超過による失格となった場合、開札時に予定価格が公表されないものと想定しますが、これは入札の透明性を欠くと思料します。	予定価格の公表は、落札者決定後以降とします。なお、事業者選定の中止及び特定事業の選定の取り消しを実施した場合、予定価格は公表しません。
39	開札の日時及び場所	15	第Ⅲ	3	(10)	エ	①		再度入札について	「再度入札書受付締切予定日時は、開札日の7日後(大阪市における執務の休日を除く)の午後5時とする」とあります。 選定スケジュール内の開札日11月4日から換算した場合、11月15日午後5時が再度入札書受付締切日時という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	開札の日時及び場所	15	第Ⅲ	3	(10)	エ	④		再度入札について	「再度入札の場合の…「入札価格算定書類」の添付を要しないものとする。」と記載があります。 落札候補者に選定された後についても、再提出不要と考えてよろしいでしょうか。	落札者決定後の提出とします。
41	開札の日時及び場所	15	第Ⅲ	3	(11)	エ			再度入札について	「開札の結果、…再度入札を行う場合がある。」とあります。 再度入札を行わない場合もあるという理解でよいでしょうか。公平公正を期すため、再度入札のルール(再度入札を行う場合と行わない場合の違い)についてご教示ください。	ご理解のとおりです。 再度入札については、入札価格により市で判断します。
42	開札の日時及び場所	15	第Ⅲ	3	(11)	エ			再度入札について	「再度入札ですべての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、2回目以降の再度入札を行う。」とあります。 再度入札は何回まで行われるのでしょうか。	入札価格により市で判断します。
43	入札説明書	15	第Ⅲ	3	(11)	エ			再度入札について	「全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う場合がある」とのことですが、再度入札を行うか否かの具体的な基準をご教示ください。	入札価格により市で判断します。
44	入札説明書	15	第Ⅲ	3	(11)	エ			再度入札について	「落札候補者がいない場合は、要求水準等を見直し、再度入札を行う場合がある」とのことですが、この場合見直した要求水準等の下で再度参加表明書の受付を行うと考えてよろしいでしょうか。	再度参加表明書の受付は行いません。
45	入札説明書	16	第Ⅲ	4	(3)				公正な入札参加の確保	「不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。」との記載がありますが、代表企業以外の構成員や協力企業がこの条件に該当した場合は、対応について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	対応については、市が判断します。
46	公正な入札参加の確保	16	第Ⅲ	4	(3)				公正な入札参加の確保	入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に抵触する行為を行ってはならないとございますが、この対象は「本事業に関して」当該行為を行ってはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	入札説明書	16	第Ⅲ	4	(5)	ア			提出書類の取扱い	「…当該入札参加者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。」とありますが、入札参加者の秘匿情報等が含まれる場合、貴市との協議により公表をお控えいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	提出書類の取扱い	16	第Ⅲ	4	(5)	ア			著作権	「市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には…無償で使用できる」とあります。 これは当該入札参加者の承諾を得た上で使用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	使用言語について	17	第Ⅲ	4	(7)				使用言語、単位及び時刻	「本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語」とあります。 技術用語等では英語表記が必要な単語がありますが、その場合は日本語以外の言語を使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	入札説明書	17	第Ⅲ	4	(8)	エ			入札の無効	「…入札参加者の構成員又は協力企業が、開札時から落札決定までの間において次のいずれかに該当した場合」に入札を無効とする、とありますが、当該企業グループのみが失格になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	入札の無効	17	第Ⅲ	4	(8)	エ	(イ)		入札参加停止措置	「入札参加者の構成員又は協力企業が、開札時から落札者決定までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合は、当該入札を無効にする」とあります。 代表企業以外の構成員又は協力企業が上記に該当した場合は、代替企業を用意することで当該入札が有効になるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書(修正版)をご確認ください。
52	予定価格	18	第Ⅲ	4	(10)				予定価格	「予定価格は、設計金額に…」とあります。 ここでいう設計金額とは「予定価格算出基礎額」という理解でよろしいでしょうか。	予定価格は、市が積算した事業費に開札時に無作為に抽出した調整率の数値を乗じて算出いたします。
53	予定価格	18	第Ⅲ	4	(10)				予定価格	予定価格とは、PSCからVFMを差し引いた価格という理解でよろしいでしょうか。	VFMの算出条件は、設計金額に含まれないものも含まれているため、単純に差し引きしたものではありません。
54	低入札価格調査	18	第Ⅲ	4	(11)	エ			低入札価格調査	「調査基準価格の設定は、以降に示す(ア)～(ウ)の合計とする。」とあります。 各業務で個別に調査基準価格は算出するものの、参考とするのは(ア)～(ウ)の合計価格のみであり、この合計価格が調査基準価格と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答										
No.	タイトル	頁	第	当該箇所				項目名	質問	回答
				●	(○)	○	カナ			
55	低入札価格調査	18	第Ⅲ	4	(11)	オ	(ア)	低入札価格調査	「AからDまでに掲げる額の合計額(設計業務の予定価格算出基礎額)」とあります。これはP19の表中に記載の各項目に乗じた額の合計額という認識でよろしいでしょうか。また、3行目以降に記載の「設計業務の予算価格算出基礎額」とは、上記に記載の合計額ではなく、表中に記載の各項目ごとに乗じる前の合計額と考えてよろしいでしょうか。以降の建設業務、維持管理・運営業務、価格による失格基準も同様の考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「予定価格算出基礎額」は、表中A～Dの合計となります。
56	基準価格について	19	第Ⅲ	4	(11)	ア	(ウ)	維持管理・運営業務の調査基準価格	「以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計(維持管理運営業務の予定価格算出基礎額)に～」とあります。同書第Ⅲ章(12)価格による失格基準(ウ)記載内容のAからDまでに掲げる額の合計(予定価格算出基礎額)との差異をご教示ください。	維持管理・運営業務の低入札価格調査額とⅢ章(12)価格による失格基準に記載の額は同じになります。
57	維持管理・運営業務の調査基準価格	19	第Ⅲ	4	(11)	オ	(ウ)	維持管理・運営業務の調査基準価格	各業務の調査基準価格を計算するために設計業務の予定価格算出基礎額と建設業務の予定価格算出基礎額と維持管理運営業務の予定価格算出基礎額をご教示ください。	予定価格算出基礎額の公表は行いません。
58	価格による失格基準	20	第Ⅲ	4	(12)	ウ	(ウ)	失格基準額	維持管理・運営業務の失格基準額の算出(表中のA～D)は、維持管理・運営業務の調査基準価格と同様になっています。この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	SPCの設立について	22	第Ⅲ	5	(1)			入札参加者の制限	SPCへの資本金や出資する企業の最低出資額等については特段制限はなく、応募者側で自由に決められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	入札説明書	22	第Ⅲ	5	(1)		イウ	入札参加者の構成	構成員とは「SPCに出資し、SPCから直接業務を受託・請負をする企業」とあります。一方協力企業とは「SPCに出資しないがSPCから直接業務を受託・請負をする企業」とあります。上記の理解となる場合では、構成員や協力企業の数が相応に多くなることが懸念されます。要求水準書の表2-4、表2-5、表2-6の建設業務・維持管理業務を主たる業務とし、「構成員や協力企業は、SPCから主たる業務を直接受託・請負する企業」に変更いただけませんかでしょうか。	構成員、協力企業として入札に参加する場合は、企業グループとして入札に参加することとなります。なお、構成員や協力企業、企業グループとして入札に参加していても、SPCから直接受託・請負することは可能です。
61	入札参加者の構成	22	第Ⅲ	5	(1)	イ	ウ	入札参加者の構成	SPCから直接業務を受託・請負をする企業は、全て構成員あるいは協力企業になる必要がありますでしょうか。SPCは、弁護士、会計士、保険会社または資源化物の収集運搬を行う企業等多くの企業に対して直接業務を委託することが想定され、上記の理解となる場合は構成員や協力企業の数が相応に多くなることが懸念されます。したがって「構成員や協力企業は、SPCから主たる業務を直接受託・請負する企業」に変更いただけませんかでしょうか。なお主たる業務とは、要求水準書のP9表2-4、P10表2-5、P14表2-6の建設業務及び維持管理業務が該当すると考えます。	質問60の回答をご参照ください。
62	入札説明書	22	第Ⅲ	5	(1)	ウ		協力企業	協力企業は、SPC から直接業務を受託・請負をする企業とされていますが、SPCの会社運営上必要となる会計事務所や監査法人などは除くとの理解でよろしいでしょうか。	質問60の回答をご参照ください。
63	入札説明書	22	第Ⅲ	5	(1)	ウ		協力企業(廃掃法に関わる契約主体)	SPCから直接業務を受託・請負をする企業が協力企業とされていますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関わる契約は市が契約し、事業者が費用負担するとの理解でよろしいでしょうか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関わる契約も事業者で締結し事業者が費用負担することとします。
64	入札説明書	22	第Ⅲ	5	(1)	ウ		協力企業(バックアップ有効利用先)	SPCから直接業務を受託・請負をする企業が協力企業とされています。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関わる契約がSPCが契約主になる場合、バックアップの有効利用先は条件として協力企業とする必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	バックアップの必要性は、事業者の提案とします。質問60の回答をご参照ください。
65	入札説明書	22	第Ⅲ	5	(1)	ウ		協力企業(収集運搬業者)	協力企業は、SPC から直接業務を受託・請負をする企業とされていますが、最終生成物を運搬する企業は条件として協力企業とする必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	質問60の回答をご参照ください。
66	入札説明書	22	第Ⅲ	5	(1)	ウ		協力企業(新たな有効利用先等の追加)	SPCから直接業務を受託・請負をする企業が協力企業とされていますが、本事業は長期にわたるため、提案段階では想定できなかった有効利用先などが事業開始後見つかる可能性もあります。事業の安定性向上も踏まえ、事業開始後に有効利用先等の追加については協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	入札参加者の構成	22	第Ⅲ	5	(1)	ウ		入札参加参加者の構成	「協力企業とは、SPCに出資しないが、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業をいう。」とあります。例えば最終生成物を収集運搬する「収集運搬企業」は協力企業に該当しないという認識でよろしいでしょうか。また最終生成物の排出事業者はSPCではなく、貴市と考えてよろしいでしょうか。	構成員、協力企業として入札に参加する場合は、企業グループとして入札に参加することとなります。なお、構成員や協力企業、企業グループとして入札に参加していても、SPCから直接受託・請負することは可能です。排出事業者は、ご理解のとおりです。
68	入札参加者の構成	23	第Ⅲ	5	(1)	コ		入札参加者の構成	「入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、…追加及び変更を認めることがある。」とあります。他の企業グループの構成員もしくは協力企業として参加しなかった企業については、貴市と協議の上、事業開始後にSPCから直接業務を受託する協力企業として参加可能と考えてよろしいでしょうか。提案書提出段階で想定される全ての企業を網羅することが難しい可能性があるため、認めていただきたくお願いいたします。	ご理解のとおりですが、構成員や協力企業、企業グループとして入札に参加していても、SPCから直接受託・請負することは可能です。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答										
No.	タイトル	頁	第	当該箇所				項目名	質問	回答
				●	(○)	○	カナ			
69	入札説明書	23	第Ⅲ	5	(1)		コ	入札参加者の構成	「入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、…追加及び変更を認めることがある。」とあります。落札者の決定後、貴市と協議し、理由が正当であると認められた場合には、協力企業を追加することは認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	入札参加者の制限	23	第Ⅲ	5	(2)			入札参加者の制限	「なお、競争参加資格確認基準日以降においても…市は当該参加資格を取り消すことがある。」とあります。また「資格確認基準日から提案書受付までの間に、代表企業以外の構成員及び協力企業が参加要件に満たさないこととなった場合は追加及び変更を認めることがある」とあります。提案書受付日から落札者決定までの間に、代表企業以外の構成員および協力企業が参加資格に満たさないこととなった場合は、当該企業を除き、残りの構成員と協力企業において資格・能力等の面で支障がないと貴市が判断した場合には入札参加グループの入札は有効にしていきたいと思いますがいかがでしょうか。コンソーシアムの1社だけが参加要件を満たさないこととなった場合に入札参加グループ全体が失格になることは酷であることから質問いたしました。	ご理解のとおりです。入札説明書(修正版)をご確認ください。
71	入札参加者の参加資格要件	24	第Ⅲ	5	(3)		イ	参加資格要件	「設計業務を建設コンサルタントに分担する場合は、建設コンサルタントの「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録され、かつ、建築士法の規定による1級建築士事務所として登録されているものとする」とあります。設計業務を建設コンサルタントに分担せず建設企業にて実施する場合は、上記記載の各種登録は不要という理解でよろしいでしょうか。実施方針(案)に関する質問回答No.58にも記載がありますが、改めて確認の意味合いで質問させていただいております。	ご理解のとおりです。
72	入札参加者の参加資格要件	24	第Ⅲ	5	(3)		イ	参加資格要件	複数の構成員にて汚泥資源化施設の維持管理・運営を担う場合、(ア)は全ての企業、(イ)は構成員1社が要件を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	入札参加者の参加資格要件	25	第Ⅲ	5	(3)		ア	入札参加者の参加資格要件	設計・建設企業の入札参加資格要件について、業務を複数の企業で行う場合はうち1社が資格要件を満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。また、「(ア)、(イ)、(ウ)の要件を満たしている構成員とすること」とありますが、協力企業については(ア)、(イ)、(ウ)の要件を満たしていなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設企業のすべての企業は、(ア)(イ)を満たすものとし、その内1社が(ウ)の要件を満たす必要があります。ただし、設計業務を建設コンサルタントに分する場合、設計コンサルタントは(イ)の要件を満たすこととします。
74	入札説明書	25	第Ⅲ	5	(3)		イ	維持管理運営企業	共同企業体での履行実績は、共同企業体の代表企業としての履行実績に限るとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理運営企業の履行実績は、共同企業体の場合、代表企業以外も可とします。
75	入札参加者の参加資格要件	27	第Ⅲ	5	(4)		イ	参加資格要件	「事業家役の締結時期」と記載があります。「事業契約の締結時期」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書(修正版)をご確認ください。
76	入札説明書	27	第Ⅲ	7	(4)		イ	事業家役	“事業家役”ではなく“事業契約”が正かと存じますので、修正をお願い致します。	ご理解のとおりです。入札説明書(修正版)をご確認ください。
77	入札説明書	27	第Ⅲ	7	(4)		イ	事業家役	“事業家役”ではなく“事業契約”と読み替えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書(修正版)をご確認ください。
78	入札保証金	29	第Ⅳ	2	(1)			基本協定の締結	P.23に記載されている「(2)入札参加者の制限」での参加要件を指名停止等で満たさなくなった場合でも基本協定は締結できるとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件を満たさなくなった場合、基本協定は締結しません。なお、この場合は、該当箇所に記載する、「正当な理由なく基本協定を締結しない」には該当しないものとします。
79	入札保証金	29	第Ⅳ	2	(1)			入札保証金	落札者決定後から基本協定締結までの期間の違約金は100分の3に対して、基本協定締結から事業契約締結までの期間は「本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額」とかなり高額となっております。この条件では中小企業の参画がむずかしくなり参画可能な企業が限られるため、落札者決定後から基本協定締結までの期間と同様に100分の3として頂けないでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。
80	入札説明書	29	第Ⅳ	2	(1)			入札保証金	「落札決定後、落札者が正当な理由がなく基本協定を締結しない場合は、…」とあります。正当な理由とは、具体的に「入札参加指名停止」及び「営業停止」なども含むとの理解でよろしいでしょうか。当該ケースは、事業者が正当な理由なく、意図的に基本協定の締結を行わない場合などが該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	入札説明書	29	第Ⅳ	2	(1)			入札保証金	「落札者が正当な理由がなく基本協定を締結しない場合は…」とあります。正当な理由による基本協定が締結できない場合は、違約金徴収の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	入札保証金	29	第Ⅳ	2	(1)			入札保証金	「落札決定後、落札者が正当な理由がなく基本協定を締結しない場合は、…」とあります。正当な理由としては「入札参加指名停止」もしくは「営業停止」も含むと考えております。正当な理由がない場合とは、例えば事業者が基本協定の締結に至るまでの協議を不誠実に対応し、意図して締結をしない場合等と考えております。その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	入札保証金	29	第Ⅳ	2	(1)			入札保証金	落札者が「正当な理由がなく」基本協定を締結しない場合の違約金が規定されています。「正当な理由なく」とは、どのような場合を想定されているのでしょうか。違約金の額が少なくはないため、予め確認させていただきます。	落札者が、意図して締結しない場合を想定しております。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答											
No.	タイトル	頁	第	当該箇所					項目名	質問	回答
				●	(○)	○	カナ	英			
84	入札保証金	29	第Ⅳ	2	(1)				違約金	「落札者が正当な理由がなく基本協定を締結しない場合は…」とあります。正当な理由があり基本協定を締結しない場合は違約金徴収の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	入札保証金	29	第Ⅳ	2	(1)				違約金	「維持管理・運営費(サービス対価Bとサービス対価Cの合計額を1年あたりの額に換算した額)」とあります。これはサービス対価BとCの合計額の1年分の金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	施設の完成検査	30	第Ⅳ	4	(1)				完成検査	完成検査の時期・内容・確認される書類(図面・試験成績書等)は、事業者が用意したのに対して検査を実施するものと考えてよろしいでしょうか。貴市が確認を必要とするものがありましたら、必要書類や部数などの詳細を提示願います。また、事業者としては要求水準書の内容に対して性能等の確認が出来るものを用意することを基本とし、貴市の内部や議会等で説明・使用する書面等については、貴市が完成書類より流用して使用し、これらを事業者側へ別途要求される場合は、書類作成等に係る費用を請求できるものと判断します。これは建設期間・維持管理・運転期間中においても、同様の対応になると考えます。	ご理解のとおりです。 要求水準書 3-1-4 設計に関する一般事項(P32)、3-1-5 建設に関する一般事項(P33)、4-3 維持管理・運営の要求水準(P67)、4-4 維持管理・運営業務計画の策定(P72)、第5章 事業者が市に対して行う報告に関する事項(P74)を必須とし、そのほか事業者の提案によるものとし、必要に応じて別途協議とします。
87	入札説明書	32	第Ⅴ	2	(2)				平野下水処理場内 汚泥処理施設	「…炉は1炉改築すること。」とありますが、この1炉とは既存の溶融設備を指すものであり、事業者の提案により平野下水処理場に複数の汚泥再資源化施設を建設することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	入札説明書	33	第Ⅴ	3					本事業の対象施設の規模	「事業者にて事業期間中に想定される発生汚泥量を算定し」とありますが、本事業の条件となる汚泥量は要求水準書(2-4-6-2 汚泥量)に記載の汚泥と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
89	本事業の対象施設の規模	33	第Ⅴ	3					平野下水処理場の炭化炉へ送泥する日数について	「炭化炉施設に供給する期間として、炭化炉施設の定期修繕日を除く期間(330日)」とあります。炭化炉の定修期間の短縮・延長や送泥計画の見直し等により、本書に記載する供給期間の330日は前後することが予想されます。そのため、供給期間は概ね330日間ということであり、330日間を超過・不足することで要求水準の逸脱に抵触することはないという認識でよろしいでしょうか。	炭化炉施設に供給する期間(330日)を逸脱する場合は、別途協議とします。
90	入札説明書	35	第Ⅶ	2	(4)				事業契約解除を行う際の措置	「上記(1)～(3)により事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保する」とのことですが、少なくとも「(2)市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合」は、市が新たな事業実施者を確保することを要望します。	入札説明書のとおりとします。
91	事業契約解除を行う際の措置について	35	第Ⅶ	2	(4)				事業契約解除を行う際の措置	事業者の責、大阪市様の責に関係なく、また、そのいずれの責でない場合でも、事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保するよう記載があります。事業者の責によらない事業契約解除の場合は、大阪市様にて新たな事業実施者を探して頂くようお願い致します。	入札説明書のとおりとします。
92	入札説明書	35	第Ⅶ	2	(4)				事業契約解除を行う際の措置	「上記(1)～(3)により事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保する。」とあり、貴市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合でも、事業者が新たな事業実施者の確保、引継ぎ等が課せられております。当該事由の場合、措置に係る費用をお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか(事業契約書案第88条も同様)。	ご理解のとおりです。
93	事業契約解除を行う際の措置	35	第Ⅶ	2	(4)				事業契約解除を行う際の措置	「上記(1)～(3)により事業契約を解除する場合、事業実施者を確保する。」とあります。 (2)の市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合においても、事業者が事業実施者を確保することは不合理な内容になります。本項においては、「(1)～(3)」ではなく「(1)および(3)」と限定いただきたく、見直しをお願いいたします。また仮に(2)の場合、事業者が事業実施者を確保するために要する費用は貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 費用負担については、ご理解のとおりです。
94	汚泥資源化施設	12	別紙4		(1)				消化汚泥固形物処理量	「消化汚泥固形物処理量は当該月における要求水準書に記載の測定方法による週1回の測定値の平均値とする」とあり、これは要求水準書3-2-2(6)に記載の測定方法と認識しております。消化汚泥固形物処理量は、舞洲スラッジセンターと平野下水処理場の各施設で週1回測定する固形物濃度結果から算出する「①当該月の平均固形物濃度」と「②各施設の当該月の汚泥受入量」から各施設の消化汚泥固形物処理量(①×②)を算出し、各施設の合計値が当該月の消化汚泥固形物処理量となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	汚泥資源化施設	12	別紙4		(1)				消化汚泥固形物処理量	「消化汚泥固形物処理量は、当該月における要求水準に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値とする」とあります。日々の汚泥性状変化の影響で、実際の固形物処理量と乖離がでる可能性があります。連続測定している数値と週一回の測定値の平均値とで乖離がある場合は、採用する固形物処理量について貴市と協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値とし、市のモニタリングによる測定値と大きな差異がある場合は、市が提示する値を採用します。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問 回答										
No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	第	●	(○)	○	カナ			
96	入札説明書 別紙5 配布資料リスト	14	別紙5	27					配布資料の番号27「舞洲スラッジセンター建築関係工事完成図書」のうち、「舞洲スラッジセンター建設工事(本体建屋) § 1 構造概要_構造計算書」の9頁以降が含まれていないため、開示いただけますでしょうか？	参加表明書を記載した事業者を対象に配布とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。
97	低入札価格根拠資料 様式-2-22 維持管理運営業務の業務管理内訳書							維持管理運営業務の業務管理内訳書	「経費の節減が可能となる主な理由」欄に記載する例をご教示ください。例えば、「配置人数を減らす」等の記載をするのででしょうか。	事業者の提案とします。
98	低入札価格根拠資料 様式-12 下請負契約の予定 様式-12-1 再委託契約の予定							下請負契約の予定再委託契約の予定	一般的には下請負契約と再委託契約の定義は明確にされていません。下請負契約と再委託契約の各定義についてご教示ください。	設計建設業務は、下請負契約の予定に記載し、維持管理・運営業務は再委託契約の予定に記載ください。
99	「提案書の内容に関する説明会」実施について	2		5	2				電子データをDVDに格納する場合は10MB以上の容量が認められるということでしょうか。	電子データをDVDに格納する場合も10MB以下とします。